

奈良県がん対策推進体制について（案）

■協議会・部会の役割について

<協議会>

- ・第3期奈良県がん対策推進計画の推進及び進捗状況の評価
- ・分野横断的なテーマやがん対策全般に関わる内容について検討
- ・がん対策や調査研究のためにがん情報を利用提供する場合の審議（「がん登録等の推進に関する法律」に基づく審議会機能）

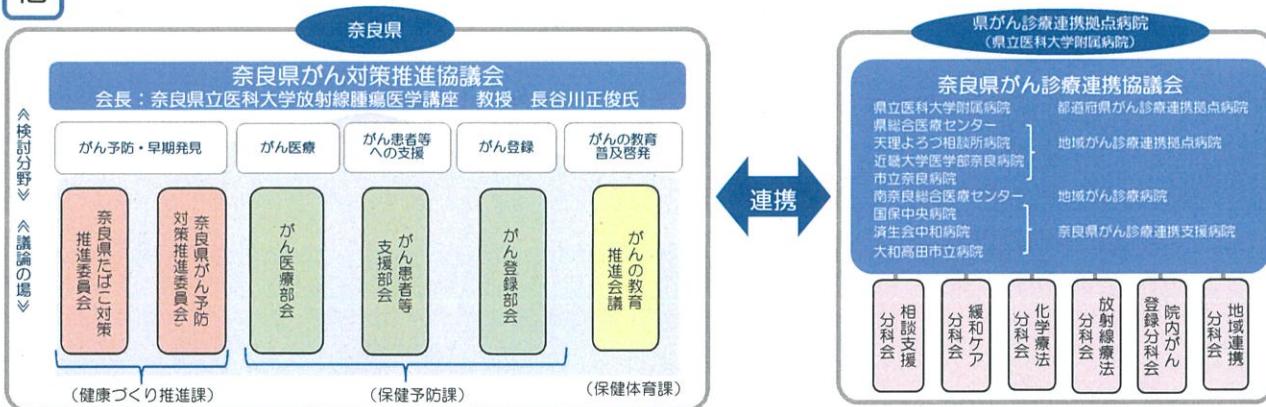
<部会>

- ・推進計画の分野別施策を推進し、個別目標を達成するため、具体的な取組を検討
- ・がん対策や調査研究のためにがん情報を利用提供する場合の審議の場として「がん登録情報利用等審議部会」を新設
- ・がん予防・早期発見分野は、たばこ対策推進委員会、がん予防対策推進委員会で、がん教育分野はがんの教育推進会議で検討

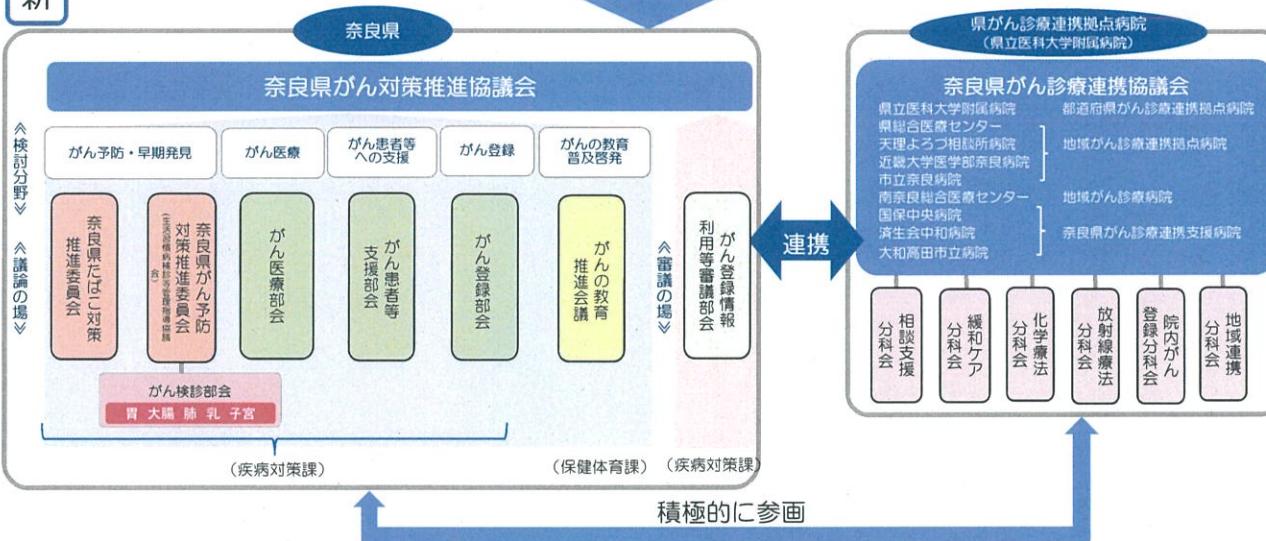
■新体制の考え方

- ・奈良県がん診療連携協議会、各分科会と連携する。
- ・第3期計画の主な検討分野に係る団体等と連携する。
- ・県民の意見を対策に反映させる。
- ・県庁関係各課等と連携する。

旧



新



<第3期奈良県がん対策推進計画（平成30年度～35年度）>

主な検討分野[第3期奈良県がん対策推進計画等での項目]		議論の場	連携体制等
1 がん予防・がんの早期発見	(1)がん予防 喫煙	奈良県たばこ対策推進委員会 奈良県がん予防対策推進委員会 がん検診部会(胃・肺・大腸・乳・子宮)	
	がん予防全般		
	(2)がんの早期発見		
2 がん医療	(1)がん医療の提供	がん医療部会	・化学療法分科会 ・放射線療法分科会 ・緩和ケア分科会 ・地域連携分科会
	(2)緩和ケア		
	(3)地域連携		
3 がん患者等への支援	(1)相談支援及び情報提供	がん患者等支援部会	・相談支援分科会
	(2)がん患者の就労を含めた社会的な問題		
4 がん登録		がん登録部会	・院内がん登録分科会
5 がんの教育・普及啓発		がんの教育推進会議	

奈良県がん対策推進協議会 委員名簿

■基本となる考え方

- ・委員は、15名以内
- ・がん診療連携協議会、分科会の代表を協議会委員に選任する
- ・協議会委員より、部会等の代表を選任する
- ・がん予防及びがん教育の関係委員会等の代表を協議会委員に選任する
- ・関係団体等の代表を選任する
- ・県民は、公募にて決定する

【新】奈良県がん対策推進協議会委員(H30.8～H32.8)

	内 訳	氏 名	役 職	部会等(案)
1	たばこ対策推進委員会 代表	春日 宏友	奈良県医師会 理事	たばこ対策推進委員会
2	がん予防対策推進委員会 代表	山田 全啓	中和保健所 所長	がん予防対策推進委員会 (がん登録情報利用等審議部会)
3	がん診療連携協議会 代表	長谷川 正俊	奈良県立医科大学 放射線腫瘍医学講座 教授	(がん医療部会) (がん登録部会) (がん登録情報利用等審議部会)
4	がん診療連携協議会 緩和ケア分科会 代表	四宮 敏章	奈良県立医科大学附属病院 緩和ケアセンター センター長	(がん医療部会) (がん登録部会)
5	国の就労支援関係 代表	平 久一	奈良労働局職業安定部職業安定課 地方職業安定監察官	(がん患者等支援部会)
6	がん診療連携協議会 相談分科会 代表	川本 たか子	奈良県立医科大学附属病院 がん相談支援センター がん専門相談員	(がん患者等支援部会)
7	がんの教育推進会議 代表	辻井 啓之	奈良教育大学 保健センター長・教授	がんの教育推進会議
8	個人情報保護に関する学識者	林 良介	樹陽法律事務所 弁護士	(がん登録情報利用等審議部会)
9	関係団体 代表	今川 敦史	奈良県病院協会 副会長	(がん医療部会)
(再掲)	関係団体 代表	春日 宏友	奈良県医師会 理事(在宅医療担当)	(がん医療部会)
10	関係団体 代表	下村 光延	奈良県歯科医師会 常務理事	(がん医療部会)
11	関係団体 代表	駒井 壽美	奈良県薬剤師会 理事	(がん医療部会)
12	関係団体 代表	森本 広子	奈良県訪問看護ステーション協議会 理事	(がん医療部会)
13	公募委員	浦嶋 健晃	県民	(がん医療部会)
14	公募委員	西垣 京子	県民	(がん登録部会)
15	公募委員	森本 優	県民	(がん患者等支援部会) (がん医療部会)

「がん登録等の推進に関する法律」第18条第3項に規定する審議会の設置について

- ・「がん登録等の推進に関する法律」（以下、「法」という）が、平成25年12月13日公布、平成28年1月1日から施行され、新たにがんと診断された方の情報を登録する全国がん登録が始まってる。
- ・全国がん登録で収集・記録された情報の利用・提供等については、「審議会その他の合議制の機関の意見を聴かなければならない」と規定されている。（法第18条第2項）
- ・全国がん登録は、平成28（2016）年症例よりデータの収集を行ってきたが、平成31年1月よりデータ利用が可能となる予定。
- ・それに伴い、法第18条第3項に基づき、都道府県において「審議会その他の合議制の機関」（以下、「審議会等」という。）での設置・運営が必要である。

1 審議会等の意見を聴かなければならない事項（詳細は別添のとおり）

（1）都道府県がん情報の利用

- ①都道府県知事による利用等（法第18条第2項）
 - ・都道府県知事等が都道府県がん情報、特定匿名化情報を利用又は提供するとき
- ②市町村等への提供（法第19条第2項）
 - ・都道府県がん情報のうち、当該市町村のがん情報を提供するとき
- ③その他の提供（法第21条第10項）
 - ・調査研究を行う者への都道府県がん情報を提供するとき（同条第8項）
 - ・調査研究を行う者へ匿名化した情報を提供するとき（同条第9項）

（2）都道府県がんデータベース

- ・都道府県データベースを整備し、又は保存する情報の対象範囲を拡大するとき（法第22条第2項）
- ・都道府県がん情報を匿名化するとき（法第22条第4項）等

（3）権限及び事務の委任

- ・法第24条（都道府県知事の権限及び事務の委任）に規定する、都道府県知事の権限及び事務を行うのにふさわしい者を指定するとき（政令第8条第2項）

2 審議会等の委員その他の構成員

「がん、がん医療等又はがんの予防に関する学識経験のある者及び個人情報の保護に関する学識経験のある者が含まれているものとする」（法第18条第3項）

3 本県の対応（案）

○『「がん登録等の推進に関する法律」に係る疑義解釈資料の送付について（平成27年10月13日事務連絡）』により、審議会等については、法第18条第3項の要件を満たせば必ずしも新たに立ち上げる必要はなく、既存組織の活用も可能とされていることから、「奈良県附属機関に関する条例」に基づく附属機関である「奈良県がん対策推進協議会」を審議会等に位置づけるものとする。

○協議会委員には、個人情報の保護に関する学識経験のある者として弁護士を追加。

○実際の審議・承認は、協議会に設置した「がん登録情報利用等審議部会」にて行うことできる。奈良県がん対策推進協議会には、審議・承認事項を報告する。[開催頻度：年1～3回（見込み）]

■審議会等の意見を聴かなければならない事項

根拠条文	審議会等の意見を聴かなければならない事項
法 18 条 2 項	<p>(都道府県知事による利用等)</p> <p>[18 条 1 項]都道府県のがん対策の企画立案又は実施に必要ながんの調査研究のため</p> <ul style="list-style-type: none"> ○知事が都道府県がん情報^{*1}、特定匿名化情報^{*2}等を利用するとき ○都道府県がん情報等を次の者に提供するとき <ul style="list-style-type: none"> (1 号) 県が設立した地方独立行政法人 (2 号) 県若しくは県が設立した地方独立行政法人から調査研究の委託を受けた者 又は県若しくは県が設立した地方独立行政法人と共同して調査研究を行う者 (3 号) 2 号に準ずる者として知事が定める者 ○[18 条 2 項]18 条 1 項 3 号の者を定めるとき
法 19 条 2 項	<p>(市町村等への提供)</p> <p>[19 条 1 項]市町村のがん対策の企画立案又は実施に必要ながんの調査研究のため</p> <ul style="list-style-type: none"> ○都道府県がん情報のうち、当該市町村の名称が記録されているがん情報又はこれに係る特定匿名化情報の提供を次の者から提供の求めを受けて提供を行うとき <ul style="list-style-type: none"> (1 号) 市町村長又は市町村が設立した地方独立行政法人 (2 号) 市町村若しくは市町村が設立した地方独立行政法人から調査研究の委託を受けた者又は市町村若しくは市町村が設立した地方独立行政法人と共同して調査研究を行う者 (3 号) 2 号に準ずる者として市町村長が定める者
法 21 条 10 項	<p>(その他の提供)</p> <p>例: 研究利用</p> <ul style="list-style-type: none"> ○[21 条 8 項]調査研究を行う者から都道府県がん情報の提供の求めを受け一定の要件に該当する場合に提供を行うとき ○[21 条 9 項]調査研究を行う者から都道府県がん情報につき匿名化が行われた情報の提供の求めを受け一定の要件に該当する場合に都道府県がん情報の匿名化及び匿名化を行った情報の提供を行うとき
法 22 条 2 項	<p>(都道府県がんデータベース)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○22 条 1 項 2 号の情報を都道府県がんデータベースとして整備するとき <ul style="list-style-type: none"> (2 号) 都道府県内の病院等の管理者、市町村その他のがんに係る調査研究における情報を保有する者として政令で定める者から得られた届出対象情報以外のがんの罹患、診療、転帰等に関する情報
法 22 条 4 項	<p>○[22 条 3 項]都道府県がん情報の匿名化を行うとき</p> <p>※令 4 条 1 項の規定により 100 年経過後とされたため当面は審議対象外</p>
令 6 条 3 項	<p>(全国がん登録に類する事業等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○令 6 条 2 項 9 号の調査研究における有用性が認められる情報を保有する者の指定を行うとき
令 8 条 2 項	<p>(都道府県知事の権限及び事務を行うのにふさわしい者)</p> <p>例: がん登録を外部機関に委託する場合（奈良県は登録室直営のため指定の必要なし）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○都道府県知事の権限及び事務を行うのにふさわしい者として、がん医療等について科学的知見を有する者の指定を行うとき

○都道府県がん情報^{*1}（法第 2 条第 7 項）

法に基づき整備されたデータベースに記録されている情報（全国がん登録情報）のうち利用しようとする都道府県の名称（患者の住所、診断した病院）が記録されたがんに係る情報

○特定匿名化情報^{*2}（法第 2 条第 10 項）

- ・全国がん登録情報で罹患した者の識別ができる状態で保存する期間（100 年）を経過し匿名化したもの
- ・厚生労働大臣が調査研究を行う者から求められる頻度が高いと見込まれる情報をあらかじめ匿名化したもの

奈良県がん対策推進協議会規則(平成二十四年規則第五十号)新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>○奈良県がん対策推進協議会規則 平成二十四年十二月二十八日 奈良県規則第五十号 改正 平成三〇年三月三〇日規則第三三号 奈良県がん対策推進協議会規則をここに公布する。 奈良県がん対策推進協議会規則 (趣旨) 第一条 この規則は、奈良県附属機関に関する条例(昭和二十八年三月奈良県条例第四号)第二条の規定に基づき、奈良県がん対策推進協議会(以下「協議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(組織) 第二条 協議会は、委員十五人以内で組織する。 2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから知事が委嘱する。 一 がん患者又はその家族若しくは支援者 二 学識経験を有する者 三 医療、福祉又は保健に携わる者 四 前三号に掲げる者のほか、知事が必要と認める者</p>	<p>○奈良県がん対策推進協議会規則 平成二十四年十二月二十八日 奈良県規則第五十号 改正 平成三〇年三月三〇日規則第三三号 奈良県がん対策推進協議会規則をここに公布する。 奈良県がん対策推進協議会規則 (趣旨) 第一条 この規則は、奈良県附属機関に関する条例(昭和二十八年三月奈良県条例第四号)第二条の規定に基づき、奈良県がん対策推進協議会(以下「協議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(組織) 第二条 協議会は、委員十五人以内で組織する。 2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから知事が委嘱する。 一 がん患者又はその家族若しくは支援者 二 学識経験を有する者 三 医療、福祉又は保健に携わる者 四 前三号に掲げる者のほか、知事が必要と認める者</p>

1/4

(任期)	(任期)
第三条 委員の任期は二年とし、再任を妨げない。ただし、当該委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。	第三条 委員の任期は二年とし、再任を妨げない。ただし、当該委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
(会長)	(会長)
第四条 協議会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。	第四条 協議会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。
2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。	2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
3 会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員が、その職務を代理する。	3 会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員が、その職務を代理する。
(会議)	(会議)
第五条 協議会の会議は、会長が招集する。	第五条 協議会の会議は、会長が招集する。
2 協議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。	2 協議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。
3 協議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。	3 協議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
4 前項の場合においては、会長は、委員として議決に加わる権利を有しない。	4 前項の場合においては、会長は、委員として議決に加わる権利を有しない。
(部会)	(部会)
第六条 協議会は、必要に応じて部会を置くことができる。	第六条 協議会は、必要に応じて部会を置くことができる。
2 部会に属すべき委員は、協議会委員の中から会長が指名する。	2 部会に属すべき委員は、協議会委員の中から会長が指名する。
3 会長は、前項の委員のほか、がん対策に関する分野別施策を推進するために、必要に応じて学識経験を有する者を部会の委員に加えることができる。	3 会長は、前項の委員のほか、がん対策に関する分野別施策を推進するために、必要に応じて学識経験を有する者を部会の委員に加えることができる。

2/4

	<p>4 部会に部会長を置き、その選出は、部会に属する委員の互選による。</p> <p>5 部会長は、部会の事務を掌理し、部会の協議又は審議の経過及び結果を協議会に報告する。</p> <p>6 部会長に事故があるときは、部会に所属する委員のうちから互選されたものが、その職務を行う。</p> <p>7 前条の規定は、部会の会議について準用する。</p> <p>8 协議会は、がん登録等の推進に関する法律（平成二十五年法律第百上二号）及びがん登録等の推進に関する法律施行令（平成二十七年政令第三百二十三号）の規定によりその権限に属せられた事項については、これらを専門に審議する部会の決議をもって協議会の決議とができる。</p>
(委員以外の者の出席)	(委員以外の者の出席)
第六条 会長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見を聞くことができる。	第七条 会長及び部会長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見を聞くことができる。
(庶務)	(庶務)
第七条 協議会の庶務は、福祉医療部医療政策局疾病対策課において処理する。	第八条 協議会の庶務は、福祉医療部医療政策局疾病対策課において処理する。
(平三〇規則三三・一部改正)	(平三〇規則三三・一部改正)
(その他)	(その他)
第八条 この規則に定めるものほか、協議会の運営について必要な事項は、会長が定める。	第九条 この規則に定めるものほか、協議会の運営について必要な事項は、会長が定める。
附 則	附 則

3/4

(施行期日)	(施行期日)
1 この規則は、公布の日から施行する。	1 この規則は、公布の日から施行する。
(任期の特例)	(任期の特例)
2 この規則の施行の日以後最初に委嘱される委員の任期は、第三条の規定にかかわらず、平成二十六年八月九日までとする。	2 この規則の施行の日以後最初に委嘱される委員の任期は、第三条の規定にかかわらず、平成二十六年八月九日までとする。
附 則(平成三〇年規則第三三号)抄	附 則(平成三〇年規則第三三号)抄
(施行期日)	(施行期日)
1 この規則は、平成三十年四月一日から施行する。	1 この規則は、平成三十年四月一日から施行する。
2 この規則は、平成三十年 月 日から施行する。	2 この規則は、平成三十年 月 日から施行する。

4/4